

2017 マルイコンタクトレンズカップ SUGO オートテストチャレンジ特別戦①②特別規則書

第1条

2017 マルイコンタクトレンズカップ
SUGOオートテストチャレンジ特別戦①②

は、国際自動車連盟(FIA)国際モータースポーツ競技規則および、その付則に準拠した、日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及およびその付則、本特別規則書、スピード行事競技開催規定付則オートテスト開催要項に従い開催される。

第2条 競技会の名称

2017 マルイコンタクトレンズカップ
SUGOオートテストチャレンジ特別戦①②

第3条 格式

クローズド

第4条 競技種目

オートテスト

第5条 オーガナイザー

菅生スポーツクラブ(SSC)
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
TEL 0224-83-3116 FAX 0224-83-5545

第6条 開催日

特別戦①(午前) 11月5日(日曜日)
特別戦②(午後) 11月5日(日曜日)

第7条 開催場所

スポーツランド SUGO

第8条 競技会役員

組織委員長	大谷 保志(SSC)
審査委員長	守谷 年幸
審査委員	目黒 健太郎
競技長	伊豫田 敬(SSC)
コース委員長	伊豫田美智世(SSC)
計時委員	森野 弘一
技術委員	佐々木 豊
事務局長	伊藤 良平

第9条 公式通知

本規則書に記載していない競技運営に関する実施細則及び指示は、必要に応じその都度公式通知により提示します。

第10条 参加車両及びクラス区分

【参加車両】
保安基準に適合したナンバー(自動車登録番号標または車両番号標)付き車両。
【参加クラス区分】
クラス 1 : AT・CVT車両(気筒容積制限無し)
クラス 2 : マニュアルミッション車両(気筒容積制限無し)

第11条 参加資格

- 4輪運転免許証所持者とする。(AT限定の場合、クラス1に限る。)
- 満20才未満の参加運転者は参加申し込みの際に、親権者の承諾を得、参加申込書の親権者署名欄に署名及び捺印が必要です。

第12条 同乗者

- 運転者の他に1名が同乗し、ドライバーに方向を指示する等の支援を行うことが出来ます。ただし、同乗者は、年齢が6歳以上で、しかも身長140cm以上の者に限ります。
- 満20才未満の同乗者は、参加申し込みの際に、親権者の承諾を得、参加申込書の親権者署名欄に署名及び捺印が必要です。

第13条 参加台数

- 参加台数の制限は行いません。
- 同一運転者は、1つの競技会で1つのクラスのみ、参加できます。
- 同一車両での重複参加を認める。(一台の車で、複数名が参加できます。)

第14条 参加料

- 事前申込み
運転者 4,000円/人(JAF会員は、3,500円/人)
同乗者 1,000円/人
- 当日申込み
運転者 5,000円/人(JAF会員は、4,500円/人)
同乗者 1,500円/人

※ 上記料金は1戦あたりの料金です。

※ 2戦ダブルヘッダーの場合は、特別戦②の料金より500円を割引致します。

第15条 参加申込み

- 事前申込み
(1) 申込期間
特別戦①② 10月24日(火曜日)～11月2日(木曜日)
- 申込み方法
①申請書に必要事項を記載し、大会事務局までFAXする。
②参加申込期間中に、持込み又は現金書留で参加料を入金する。
③当日、申込書に署名・捺印する。(ハンコを持参)
④運転者(同乗者)が満20才未満の場合は、親権者の承諾が必要となりますので、記載・捺印済みの申込書をお持ち下さい。

(3) 申込先

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
菅生スポーツクラブ オートテスト係
TEL 0224-83-3116
FAX 0224-83-5545

2. 当日申込み

参加申し込み書に必要事項を記入し、参加料を添えて当日、本競技会の受付にて申し込んで下さい。

3. 申し込みの拒否

オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有します。

第16条 競技のタイムスケジュール

特別戦 ① (午前)

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 受付 | 09:00～09:20 |
| 2. 参加車両確認 | 09:10～09:30
(受付終了後、随時行いますので、車でお待ち下さい。) |
| 3. 慣熟歩行 | 09:15～09:45 |
| 4. 開会・走行説明(フリーフィング) | 09:45～10:00 |
| 5. 第1回目走行 | 10:10～11:00 |
| 6. 慣熟歩行(必要に応じて) | 第1回目の走行終了後 |
| 7. 第2回目走行 | 慣熟歩行終了後 |
| 8. 表彰式・閉会 | 暫定結果発表後 |

特別戦 ② (午後)

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 受付 | 13:00～13:20 |
| 2. 参加車両確認 | 13:10～13:30
(受付終了後、随時行いますので、車でお待ち下さい。) |
| 3. 慣熟歩行 | 13:15～13:45 |
| 4. 開会・走行説明(フリーフィング) | 13:45～14:00 |
| 5. 第1回目走行 | 14:10～15:00 |
| 6. 慣熟歩行(必要に応じて) | 第1回目の走行終了後 |
| 7. 第2回目走行 | 慣熟歩行終了後 |
| 8. 表彰式・閉会 | 暫定結果発表後 |

※ここに記載したされたタイムスケジュールは目安です。当日は、競技会の進行状況によりスケジュールが変更されます。スケジュールは、場内放送等によりお知らせしますのでご注意ください。

第17条 スタート

- スタートは原則として、ゼッケン順で行います。
- スタートは、ランニングスタートとします。
- スタートの合図は、日章旗が振り下ろされた瞬間とします。

第18条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合または、以降の競技に出走しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に速やかに申し出てください。

第19条 一般安全規定

1. 競技中、運転者は車両に純正状態で装着されているシートベルトを装着してください。
2. 競技中、運転者側の窓および、サンルーフは閉塞して下さい。
3. 第12条に記載された同乗者は、必ず助手席に着席してください。
4. 運転者は、運転に支障を来さない衣服を着用すること。着用する衣服は、長袖・長ズボンであることが望ましい。
5. 運転者は、運動靴等運転しやすい靴を履いて下さい。ハイヒール、サンダル、下駄等不安定な履き物は不可とします。
6. 車載品は、競技中散乱しないよう、事前に下ろすか固定して下さい。

第20条 タイヤ

使用できるタイヤは、一般に販売されているラジアルタイヤまたは、スタッドレスタイヤとします。スリックタイヤ、Sタイヤと呼ばれるタイヤ及び、スパイクタイヤは使用できません。

第21条 信号表示

競技運営に必要な信号（合図）は、旗によって行います。旗による信号は「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に準拠し行われます。

【表示例】

- 国旗：スタート
- 黄旗：パイロンの移動・転倒
- 緑旗：マーカ（パイロン）通過、コースクリアー
- 黒旗：ミスコース
- 赤旗：危険あり、直ちに停車せよ。

第22条 競技の中止・中断

1. 天候その他の要因で競技会の実行あるいは続行が困難になった場合は、競技審査委員会の決定により、競技会を中断、中止または、短縮する場合があります。
2. 競技会は、第1回目の走行が終了した時点をもって成立させることができるものとします。
3. 競技開始後、競技が中止または、短縮された場合、参加料は返却されません。

第23条 計時

1. 計時は、競技車両が最初のコントロールライン（スタートライン）を横切った時から開始され、最終のコントロールライン（フィニッシュライン）を横切った時に終了します。
2. 計測は、自動計測器にて1/100まで測定し、その計測結果を成績とします。
3. 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果表からその名前が抹消されます。

第24条 順位の決定

1. 原則として指定されたコースを2回走行し、順位を決定します。
2. 順位は走行タイムにペナルティを加味したポイントにより決定します。
3. ポイントの少ない者を上位順位者とします。
4. 走行タイムは、1秒につき1ポイントとします。
5. 2回走行した内、良好な結果を採用し順位を決めます。
6. 同ポイントの場合、下記の方法により順位を決定します。
 - (1) 2回目の走行におけるポイント数の少ない者。
 - (2) ペナルティポイントが少ない者。
 - (3) 競技会審査委員会の決定による。

第25条 競技上のペナルティ（ペナルティポイント）

1. スタートあるいは再スタートの遅延。
⇒ 1分ごとに5ポイント
2. 反則スタートまたは一旦停止線での不停止。
⇒ 30ポイント
3. 走行の指示があったにもかかわらず、走行の努力をしなかった。
⇒ 30ポイント
4. コースを区分するフェンス等への接触。マーカ（パイロン）の移動・転倒。 ⇒ 1つの行為ごとに10ポイント
5. コースを間違えて走行した場合、フィニッシュラインを通過した時点でミスコースとします。コースを間違えた場合でも、間違えた地点以前に戻り、正しいコースで走行し直した場合は、ミスコースにはなりません。ミスコースと判定された場合、当該走行は無効になります。

第26条 保険

参加者は本競技会にて有効な保険に加入していることが望ましい。
なお、一般的な自動車保険（任意保険）は、本大会中の事故においては適用にはなりません。

第27条 賞典

1. 両クラスとも、1位から6位まで賞品を授与します。
2. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合は、受賞を放棄したものとみなします。

第28条 付則

1. 本競技会に使用する各種規則書等は特に記載が無い限り、2017年版を適用します。
2. 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則書及び付則に準じる。記載が無い場合は、競技委員会により決定される。

以上
大会組織委員会